なぜ、改定したのでしょうか？

近年では、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備が進みました。新潟県ではこのような動きを踏まえ、人権教育を推進するために、令和２年３月「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を改定しました。この改正を受けて、学校教育や社会教育、家庭教育で求められる人権教育の推進の在り方を示すため、「新潟県人権教育基本方針」を改定しました。

人権教育、同和教育は、どのような場で学んでいくのでしょうか？

学びの場は学校園にとどまりません。講演会や各種パネル展などの啓発事業に参加して学ぶことができます。また、家族の何気ない会話やメディア視聴などからも、私たちは人権について学んでいるのです。社会全体で人権教育を推進するためには、学ぶ機会がいくつもあることを認識し、多様な学びの場で人権感覚を高めることが大切です。

今日、問題になっていることは何でしょうか？

近年では、感染症患者やその関係者、性的マイノリティ、外国にルーツをもつ人などの人権侵害が注目されるようになりました。このような人権侵害は、インターネット上で深刻化しています。誰もが情報を発信できるインターネット上には、誹謗中傷を含んだ差別情報が数多く存在します。それによって尊い命が奪われるような痛ましいケースも生じています。

情報化が進む中、私たちが気を付けることは何でしょう？

間違った情報が広がることで、誰もが被害者にも加害者にもなり得ます。自らの言動の前に「インターネット上の情報を安易に鵜呑みにしていないか」、「偏った情報をもとに特定の立場の人を攻撃していないか」などについて、考えることが大切です。

人権を守ることは、「自他の命を守ることである」と認識できるかどうかが問われています。

参考にしたい主な法令・資料等について

義務教育課ホームページに資料の入手先のホームページアドレスが紹介されています。
以下のアドレス、または、右記ＱＲコードを御利用ください。
https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/1356787843665.html

【問合せ】新潟県教育委員会　TEL 025-285-5511（代表）　FAX 025-285-8087

義務教育課人権教育班　ngt500040@pref.niigata.lg.jp
高等学校教育課指導第２係　ngt500050@pref.niigata.lg.jp
生涯学習推進課成人教育係　ngt500060@pref.niigata.lg.jp

「新潟県人権教育基本方針」を改定しました

差別や偏見をなくすのは、私たち一人一人の行動です

「新潟県人権教育基本方針」は、人権教育のねらいや方向性を明らかにし、市町村教育委員会、学校及び社会教育施設等での人権教育、同和教育の取組の一層の進展を図ることを目的として、平成 22 年９月に制定しました。
「新潟県人権教育基本方針」のもと、様々な人権問題への知識や理解を深め、社会全体で差別や偏見をなくそうとする意欲や態度を育んでいきましょう。

私たちの身近にある人権問題

私たちが生きる社会では、人権に関する様々な問題が存在します。新潟県では、インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進をはじめ、様々な分野別人権施策を挙げています。

※「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」をもとに作成

令和３年３月
新潟県教育委員会

新潟県人権教育基本方針

平成22年９月１日制定
令和３年３月26日改定
新潟県教育委員会

人間は、自由と平等のもと、すべての人々の基本的人権を尊重し、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現しなければならない。しかし、日常生活においては、人間の生命や尊厳等に関わる様々な問題が発生しており、近年は、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題も生じている。これらの問題解決には、社会情勢の変化等を踏まえた多様な学習機会をとおして人権教育を推進していく必要がある。

人権教育の目的は、すべての人々に人権尊重の精神の涵養を図ることである。そのためには、すべての人々が、相互に個性や多様性を認め合い、人権が保障されていることを自覚できるとともに、人権問題を自己の問題として考えることが重要である。そして、幼児期からの発達の段階や社会情勢の変化等を踏まえつつ、学校教育、社会教育において、人権教育をさらに充実する取組が不可欠である。

本県においては、同和教育基本方針や新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づいて、人権尊重の意識の醸成を志向し、部落問題への理解を通じて同和教育を中核にした人権教育に取り組み、偏見や差別をなくする意志と行動力をもった人間を育成する教育や学習機会の拡充に努めてきた。

新潟県教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法等の精神にのっとり、国の動向やこれまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づき、様々な人権問題の解決のため、県民一人一人が人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指し、以下の方針により、人権教育を推進する。

人権教育推進の基本姿勢

1　学校教育及び社会教育におけるすべての学習機会をとおして、人権尊重の精神に基づき、一人一人の個性や多様性を認め合い、自他の人権を守る行動力の育成を図る人権教育を推進する。
　また、教育における主体性や中立性を保持するとともに、学校園、家庭、地域、様々な機関等が連携し、社会全体で人権尊重の精神を育むことができるよう努める。

学校教育における人権教育

2　学校教育においては、差別の現実に深く学び、幼児児童生徒や保護者、地域と深くかかわるといった「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、一人一人を大切にしながら、人権が尊重される学級づくり、学校園づくりを全校体制で行う。
　また、幼児期からの発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる。その際、インターネットやＳＮＳの使用に当たって、他者の人権を侵すことがないよう確実に指導する。

社会教育における人権教育

3　社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、社会教育施設等を活用し、社会情勢の変化や学習者のニーズ等に応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する理解を深め、様々な人権問題に関する学習の充実に努める。
　また、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する。

家庭教育への支援

4　学校教育及び社会教育をとおして、家族全員が家庭内外において自他の人権を尊重し合えるよう、家庭への人権に関する理解や様々な人権問題に関する学習機会の提供、情報発信等を行うことなどにより、家庭における教育力向上を支援する。

教職員等の研修

5　教職員をはじめとする指導に当たる立場の人は、差別の現実に学ぶ機会や現地研修等をとおして、人権や様々な人権問題についての正しい認識を身に付け、人権教育、同和教育を推進する。

※変更箇所は、下記アドレスまたは右記ＱＲコードにて確認できます。
https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/1356787843665.html

主な改定のポイント

幼児期からの発達の段階に応じて社会全体で取り組むこと

豊かな人権感覚は、一時の指導で身に付くものではありません。義務教育の９年間を中心に、幼稚園等（認定こども園、保育所等を含む）、高等学校を含めた長い期間をかけ、豊かな感性を醸成することが大切です。学校という限られた場だけでなく、社会全体で人権教育の取組が推進できるよう、学校園（園は「幼稚園等」）、家庭、地域、関係機関が相互に連携を図っていきましょう。

すべての学校園が同和教育を中核にした人権教育に取り組むこと

新潟県の人権教育の取組は、「同和教育基本方針」（昭和 53 年）を背景に、同和教育の推進を図ってきたものです。今後もすべての学校園で、同和教育を中核にした人権教育を進め、偏見や差別をなくする意志と行動力を育成する教育や学習機会の充実を図りましょう。

学校教育においては、「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、人権が尊重される学級づくり、学校園づくりを行うこと

「かかわる同和教育」とは、教職員が、様々な課題を抱える幼児児童生徒や保護者と時間をかけて話し合い、家庭訪問や地域訪問を繰り返しながら教師自らの問題と位置付け、共に生きようとするものです。一人一人の個性や多様性を大切にしながら、幼児児童生徒、保護者と関わり、学級や学校園が安心・安全に過ごせる居場所となるようにしましょう。

情報モラルや情報リテラシーの指導を行うこと

ネット社会を生きる私たちにとって、多くの情報はインターネットやＳＮＳ等を通じて収集したり発信したりされています。容易に情報を手にすることができる反面、差別や偏見など人権を侵害する場合も見られます。学校園では、ネットトラブルがいじめにつながっています。自らの判断で、人権に配慮して適切に利用できる力を身に付けられるよう、発達段階に応じて繰り返し指導を行いましょう。

差別の現実に学ぶこと

差別の現実に学ぶためには、知識を身に付けるだけでなく、差別の現実と向き合うことが大切です。被差別の当事者や差別をなくすために日々尽力されている方の思いに耳を傾けることを通して、人権について学び、差別をなくすために具体的に行動できる態度を育んでいきましょう。